

鈴木町一丁目特別緑地保全地区保全計画

令和3年4月1日改定

1 概要

市では、小平市みどりの基本計画に基づいて、みどりの保全に関する事業を進めており、本計画はその別冊として、以下のとおり保全計画を定めるものである。

市の東部に位置する本地区は、東に小金井ゴルフ場や小金井公園などとともに一団の良好な緑地帯を形成する貴重な緑地である。

しかしながら、今日、市内における農地や雑木林の宅地化は進行しており、本地区においても、近い将来、宅地化される可能性が十分にあると推測できることから、この貴重な緑地を将来にわたって継続的に保全する施策を講じることが急務となっている。

ついては、本地区を特別緑地保全地区に指定し、良好な自然環境、生活環境の保全に寄与せしめるものである。

名称： 鈴木町一丁目特別緑地保全地区

所在地： 東京都小平市鈴木町一丁目

359番1、384番1、384番11、385番2、385番32

面積： 0.35 ha

所有者： 0.07 ha (小平市)

0.28 ha (民有地)

2 土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

(1) 土地の買入れ者

都市緑地法第17条に基づく土地の買入れは小平市が行う。

(2) 買入れた土地の管理方針

① 管理の基本方針

野草等も生息する明るい雑木林として保全する。

② 保全のための規則

都市緑地法第14条に基づき、工作物の新築、改築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の行為について規制を行う。

③ 運営管理の方針

i 原則として立入りを制限する。(ただし、本地区の保全を目的とした活動を行うことについて小平市長の許可を得た者を除く。)

ii 小平市は、隣接する民有地(現在、小平市の保存樹林に指定されている緑地)について、所有者及び東京都と協議しながら継続的な保全策について検討する。

iii 小平市は、保全地区内及びその周辺の自然環境について定期的に調査を行い、そ

の結果をもとに、必要に応じて保全の方針及び管理の方針を改善するものとする。

④ 植生の現況

コナラ-クヌギ群	区域のほぼ全域をコナラを主体とした雑木林が占める。高木層は、コナラが優先し、イヌシデ、クヌギ、ケヤキ等が見られ、低木層はエゴノキ中心となっている。
野草類	キンラン、アマナ、ミツバツチグリ、キンミズヒキ、イチャクソウ、ジュウニヒトエ、ホウチャクソウ、アマドコロ、ナギナタコウジュ、ゲンノショウコ、シャガ、ニリンソウなどが自生する。

3 管理計画

(1) 植生の管理計画

- ① 基本的に保全方針に従って管理を行うが、隣接地に越境した支障枝をはじめ、隣地における日照不足、落葉の堆積、電波障害等、市民生活に支障をもたらす樹木については、必要最小限の剪定、あるいは伐採のうえ補植を講じるものとする。
- ② 本地区は、コナラ、クヌギを中心とした二次林であるため、植生を維持するために、萌芽更新等の手法により、良好な樹勢の確保を図るものとする。なお、概ね15年ないし20年程度を目途として、計画的な更新に努めるものとする。

(2) 施設の設置計画及び管理計画

- ① 看板・標識等
看板・標識等の設置及び補修を行う。
- ② 立入制限のための保護柵設置、低木植栽
本地区への立入りを制限するために、保護柵の設置又はヤマツツジやミツバツツジ等の武蔵野の雑木林の面影を醸す低木の植栽を行う。
- ③ その他の施設
ア 本地区の保全活動用器材を収納するための倉庫は必要に応じて設置する。
イ 上記以外の施設については、原則として設置しない。(ただし、小平市長が本地区の保全に必要と認めた施設を除く。)

(3) 活用・運営の計画

- ① 緑地保全
雑木林の維持管理的な作業
- ② 調査研究
雑木林や希少動植物の保護、保全及び育成に関する研究の受入れに努める。
- ③ 体験学習・自然観察等
市民における緑の保護と緑化の推進に対する意識啓発を目的として、希少植物の保護に支障のない範囲で、保全活動の体験学習や自然観察等の場として活用する。

④ 資源の再利用

雑木林の管理作業で生じる落葉及び朽木については、次の再利用を図る。

ア 落葉：保全活動により収集し、堆肥化に用いる農家等へ配布する。

イ 朽木：エコスタックとして再利用するほか、資源の再利用事業として適当な事業に活用する。

(4) 役割分担

	小平市	市民活動（ボランティア）
植生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・萌芽更新 ・補植 ・支障枝の剪定 ・枯損木の処理 ・除草 ・不法投棄物の処理 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・萌芽更新 ・動植物の調査 ・落葉掻き ・支障枝の剪定 ・枯損木の処理 ・除草 ・その他
施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看板、標識等の設置 ・立入制限のための保護柵設置及び低木植栽 ・倉庫の設置 ・小平市長が本地区の保全に必要と認めた施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫の設置 ・小平市長が本地区の保全に必要と認めた施設の設置

4 その他留意事項

(1) 隣接する民有地（現在、小平市の保存樹林に指定されている緑地）について、所有者と協議しながら継続的な保全策について検討する。

(2) 落葉や朽木等資源の再利用を推進する。